

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 秋山博 外18名

被告 群馬県知事 外1名

証拠説明書 (12)

平成19年12月14日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被告群馬県知事指定代理人

角田 修一



同

新井 敏



同

村上行正



同

奥野 幸二



同

齊藤 一之



同

五鬼田伊佐央



同

田口 伸也



同

木村 芳雄



同

荒井 唯




同


後藤 剛



同

桐生 利一 


同

桑子 悦子 


被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉 豊人 


同

武井 公仁 

同

内田 徹 

同

高橋 知 

号 証	標 目	作成年月	作成者	立証趣旨
乙 2 2 1	利根川水系河川整備基本方針	写し H18. 2	国土交通省河川局	利根川水系河川整備基本方針について公表された事実
乙 2 2 2	利根川水系河川整備基本方針及び河川整備計画策定の進め方について（国交省関東地方整備局HPより）	写し H18. 11	国土交通省関東地方整備局	利根川水系河川整備基本方針の審議経過等
乙 2 2 3	社会資本整備審議会運営規則	写し H13. 2. 27	社会資本整備審議会会長	規則 8 条 2 項に分科会の議決は審議会の議決とすることができる旨定められている事実
乙 2 2 4	社会資本整備審議会河川分科会（第 1 8 回）議事録	写し H18. 1	国土交通省河川局総務課	利根川水系河川整備基本方針案について審議後議決された事実
乙 2 2 5 の 1	「利根川水系河川整備基本方針の策定」に関する意見書	写し H17. 11. 15	首都圏のダム問題を考える市民と議員の会代表ほか	基本高水流量の見直し等について、社会資本整備審議会河川分科会会長、河川整備基本方針検討小委員会会長、各委員宛に原告ら主張と同旨の意見書等が提出された事実
乙 2 2 5 の 2	「利根川水系河川整備基本方針の策定」に関する再意見書	写し H17. 12. 16	八ッ場ダムを考える会代表ほか	
乙 2 2 5 の 3	「利根川水系河川整備基本方針の策定」に関する再々意見書	写し H18. 1. 20	八ッ場ダムを考える会代表ほか	
乙 2 2 6	河川整備基本方針、河川整備計画について（国土交通省HPより）	写し H19. 11 印刷	国土交通省河川局	河川整備基本方針と河川整備計画の特徴等

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 2 2 7	利根川上流域堤防調査等 報告書	原本	H19. 12	群馬県県土整 備部河川課	原告ら甲 B 5 4 号証 では、「利根川本川上流 域には河川管理施設た る堤防の存在は認めら れないこと」、「利根川の 河道や流況には変化は 無いと認められること」 とされているが、現地踏 査の結果、利根川本川上 流域には、河川管理施設 である堤防が存在し、カ スリーン台風以降に支 川では河川整備が実施 されているという事実
乙 2 2 8	カスリーン台風から 5 0 年忘れられぬあの日	原本	H10. 1	群馬県県土整 備部河川課	カスリーン台風によ る被災後、利根川本川上 流域において住民等の 尽力により河川改修等 が進められ復興を果た したという事実